

令和6年3月定例会議

建設水道常任委員会資料

- I 議案第22号
福島市監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件 …………… P2
- II 議案第42号
福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める …………… P3
条例の一部を改正する条例制定の件
- III 議案第17号
令和5年度福島市水道事業会計補正予算（第3号） …………… P4

水道局

I 議案第22号 福島市監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件

1 条例（一部改正）の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
水道局所管 「福島市水道事業の設置等に関する条例」

2 主な改正内容

条例中で引用する条項の修正
第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

3 条例の施行年月日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

福島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円を超える場合とする。</p>

II 議案第42号 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 3 -

1 条例（一部改正）の趣旨

会計年度任用職員に勤勉手当を支給する改正を行う。

2 主な改正内容

会計年度任用職員の給与の種類に「勤勉手当」を追加

(改正前)	(改正後)
年間期末手当2.45月	年間期末手当2.45月 年間勤勉手当2.00月 合計 4.45月

3 条例の施行年月日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>2 第3条の2、第4条、第5条、第9条、第10条の3、第10条の6及び第10条の7の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>3 第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次項において「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>4 第3条の2、第4条、第5条、第9条、第10条の3、第10条の6、第10条の7及び第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 第3条の2、第4条、第5条、第9条、第10条の3、第10条の4、第10条の6及び第10条の7の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>3 第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次項において「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。</p> <p>4 第3条の2、第4条、第5条、第9条、第10条の3、第10条の4、第10条の6、第10条の7及び第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。</p>

Ⅲ 議案第17号 令和5年度 福島市水道事業会計補正予算（第3号）

1 予算額補正

(1) 収益的収支

① 支出

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 7,371	令和4年度企業債借入額確定による減
2 消費税	141,668	執行見込みによる増
計	134,297	

(2) 資本的収支

① 収入

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 国庫補助金	88,232	国庫補助事業追加要望による増
計	88,232	

② 支出

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 老朽管更新事業費	454,956	老朽管更新（耐震化）の推進による増
2 企業債償還金	△ 16,047	令和4年度企業債借入額確定による減
計	438,909	

2 収益的収支及び資本的収支の状況

(1) 収益的収支

(単位 千円)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 水道事業収益	7,688,253	—	7,688,253
(款) 水道事業費用	7,192,142	134,297	7,326,439
(項) 営業外費用	187,995	134,297	322,292
(目) 支払利息及び企業債取扱諸費	159,208	△ 7,371	151,837
(目) 消費税	28,787	141,668	170,455
純利益	496,111	△ 134,297	361,814

(2) 資本的収支

(単位 千円)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 資本的収入	1,536,071	88,232	1,624,303
(項) 補助金	223,569	88,232	311,801
(目) 国庫補助金	185,493	88,232	273,725
(款) 資本的支出	3,800,296	438,909	4,239,205
(項) 建設改良費	2,656,581	454,956	3,111,537
(目) 老朽管更新事業費	1,889,001	454,956	2,343,957
(項) 企業債償還金	1,134,416	△ 16,047	1,118,369
(目) 企業債償還金	1,134,416	△ 16,047	1,118,369
資本的収支不足額	2,264,225	350,677	2,614,902

3 補正予算（第3号）にかかる事業概要

老朽管更新事業を推進するため、国庫補助事業を前倒し要望し更新事業を実施するものです。

(1)補正の内容

資本的収入 国庫補助金 88,232千円（補助率1/4）
 資本的支出 老朽管更新事業費 454,956千円

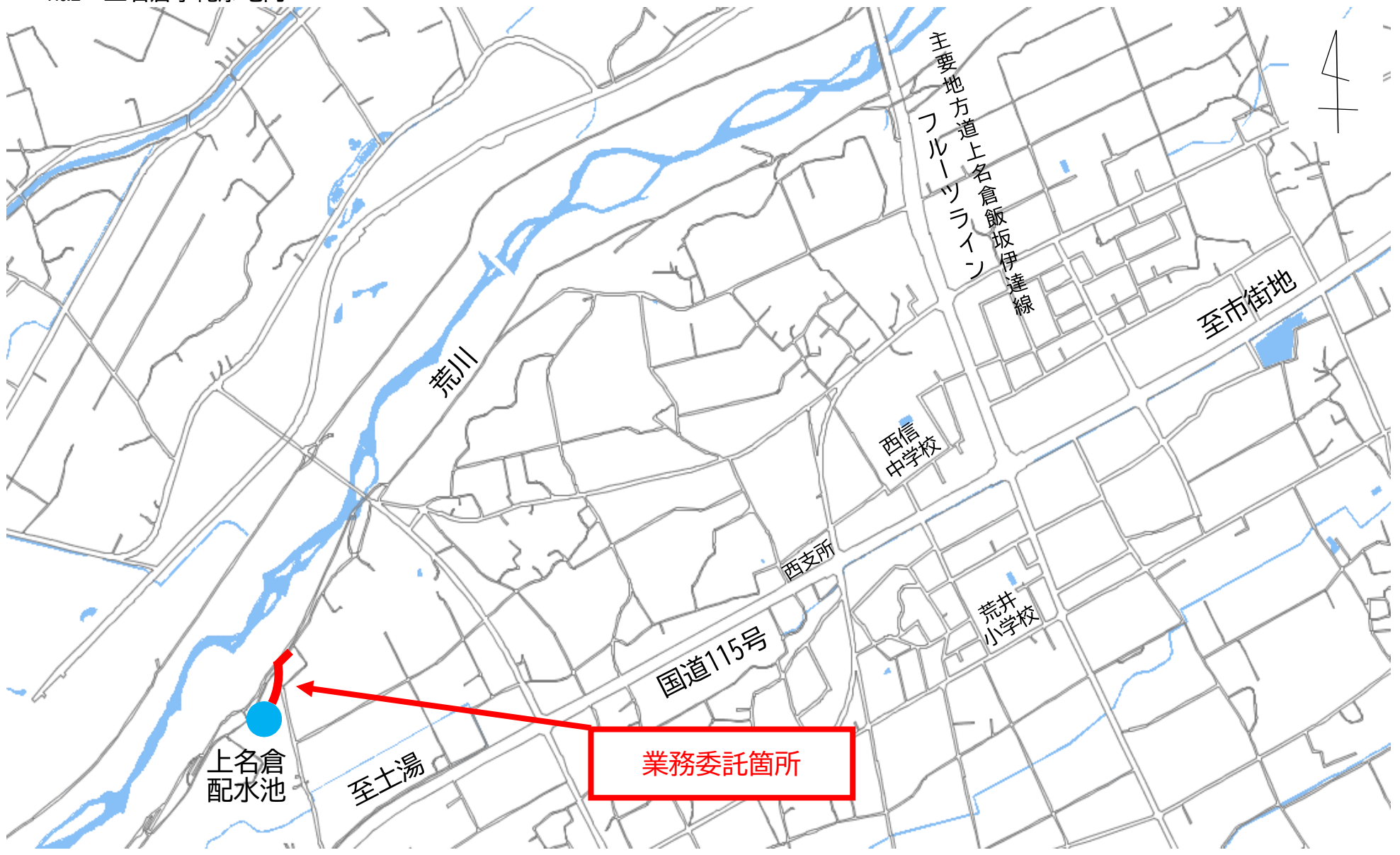
(2)事業の概要

No.	件名	業務・施工内容	図面 ページ
1	老朽管更新事業(第8期)に伴う森合町地内配水管布設替実施設計業務委託	設計業務 1式	P7
2	老朽管更新事業(第8期)に伴う上名倉繩添地内配水幹線布設替実施設計業務委託	設計業務 1式	P8
3	老朽管更新事業(第4期)に伴う下飯坂黒木宮地内配水管布設替実施設計業務委託	設計業務 1式	P9
4	老朽管更新事業(第8期)に伴う吉倉谷地地内ほか送水管布設替実施設計業務委託	設計業務 1式	P10
5	老朽管更新事業(第8期)に伴う中央部第2送水管(第7工区)600mm送水管布設替工事	ダクティル鑄鉄管φ600mm L=80m	P11
6	老朽管更新事業(第4期)に伴う宮代系幹線(第1工区)300mm配水管布設替工事	ダクティル鑄鉄管φ300mmほか L=510m	P12
7	老朽管更新事業(第8期)に伴う吉倉吉田地内舗装復旧工事	舗装復旧工 1式	P13
8	老朽管更新事業(第8期)に伴う上名倉草深内地内舗装復旧工事	舗装復旧工 1式	P14
9	老朽管更新事業(第4期)に伴う鳥谷野岩田地内舗装復旧工事	舗装復旧工 1式	P15

No.1 森合町地内



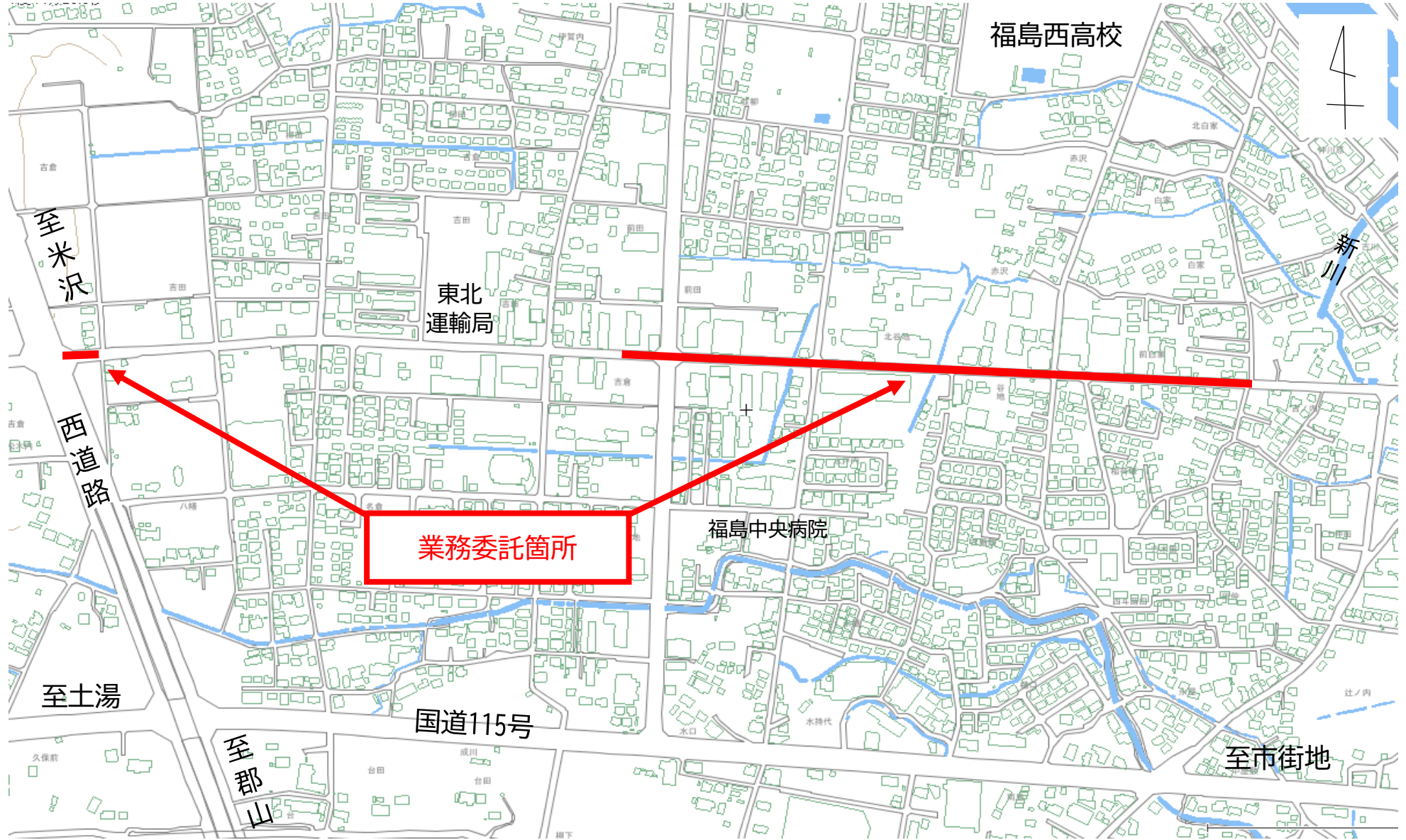
No.2 上名倉字繩添地内



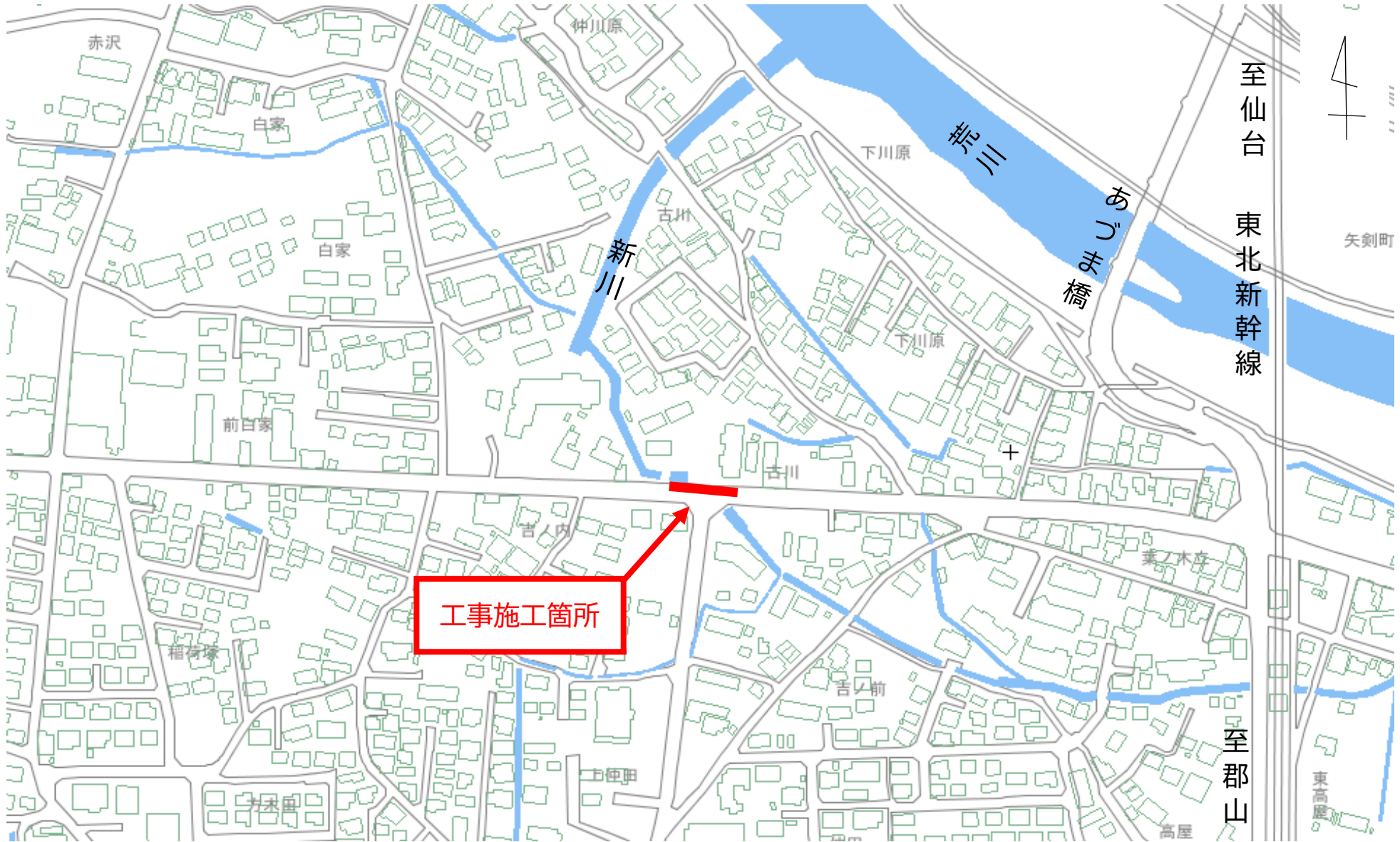
No.3 下飯坂字黒木宮～北道地内



No.4 吉倉字谷地～方木田字吉ノ内地内ほか



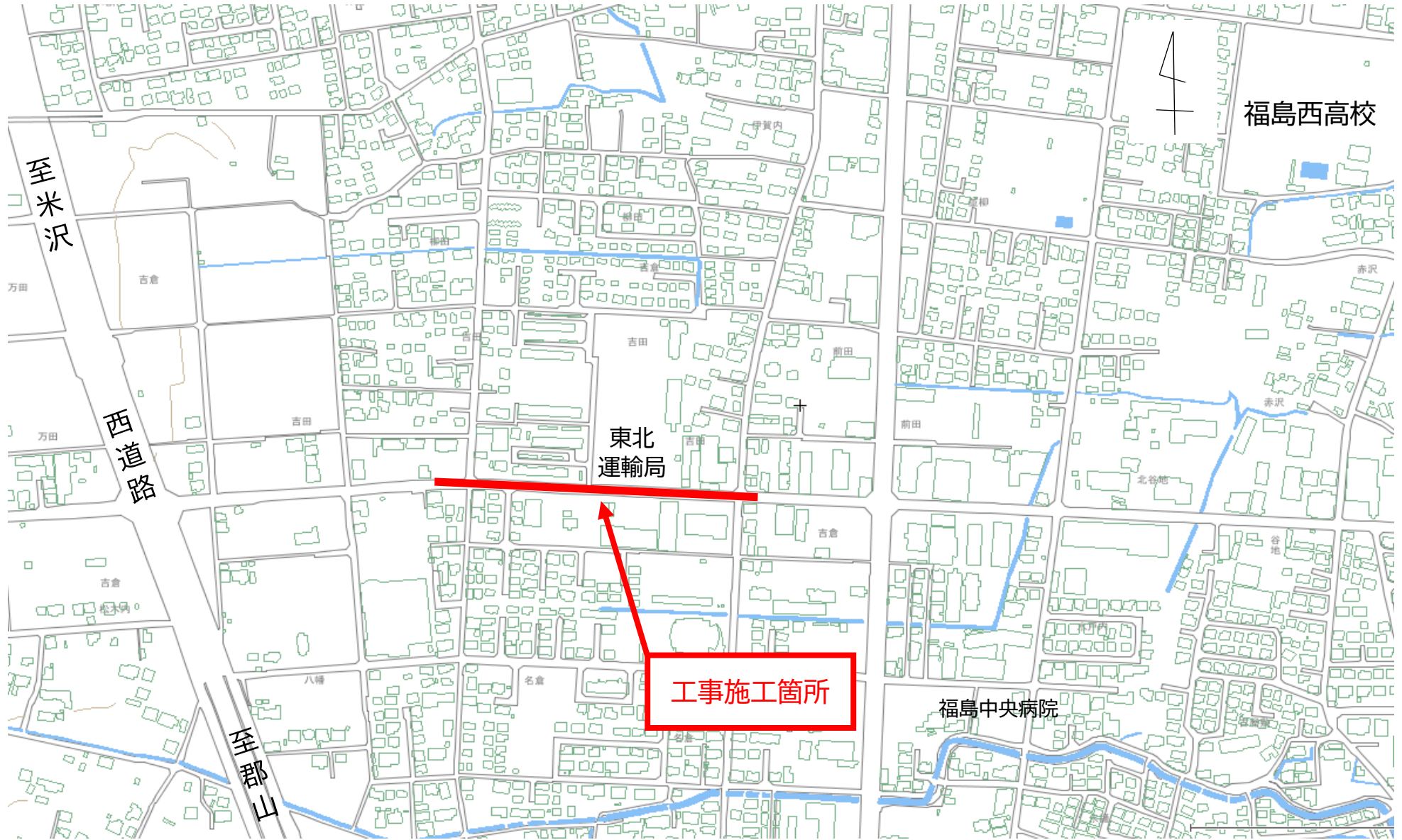
No.5 方木田字吉ノ内～古川地内



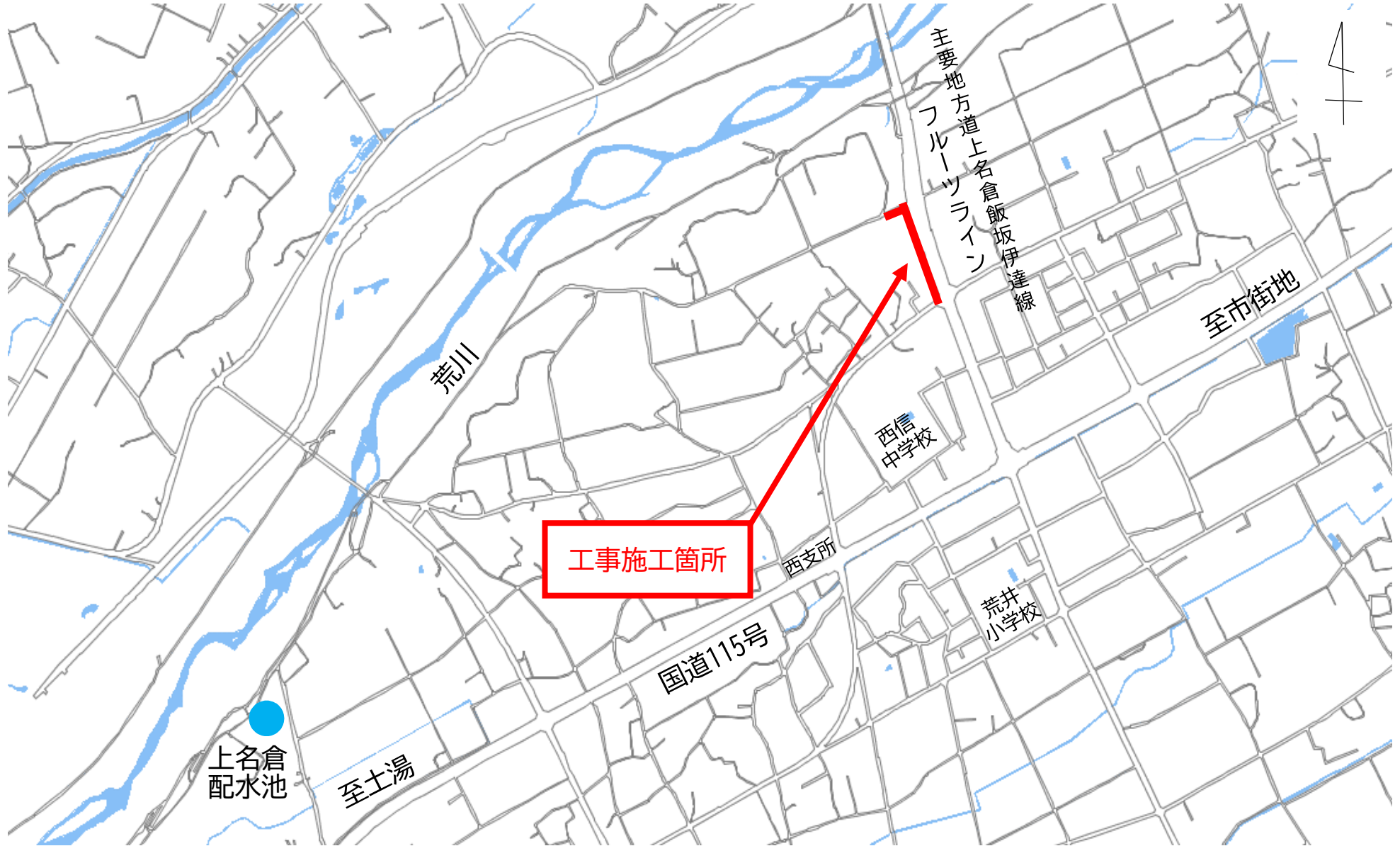
No.6 宮代字鍋屋敷～下飯坂字黒木宮地内



No.7 吉倉字吉田～前田地内



No.8 上名倉字草深内～清合西地内



No.9 鳥谷野字岩田地内

